

令和6年度 新潟市関屋コミュニティハウス事業報告書

団体名	関屋コミュニティハウス管理運営委員会
団体について	関屋地区の自治会・町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成
施設の管理方法	事業計画書に沿って、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な管理に努めた。
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンの共催（3団体・月1回） ・広報紙「コミュニティ関屋」の発行（年1回）
サービス向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会（年3回）、管理人会議（年3回）の開催 ・広報誌の発行（年1回）によるPR
要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置や定期利用団体との懇談会の開催により、利用者ニーズの把握に努めた。 ・要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じて地域課へ報告した。
予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づく、計画的な執行を行った。 ・不要電灯の消灯や休館期間の清掃休止などによる管理的経費の削減を行った。
安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の定期的な巡回・点検により、事故防止に努めた。 ・危機発生時対応マニュアルにより、危機発生時の対応について確認を行った。 ・消防訓練を2回実施した。
地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・浜浦・関屋・有明台コミ協に施設提供 ・浜浦・関屋・有明台小学校区内自治会に施設提供 ・浜浦民児協、浜浦社協との事業共催
従事者の雇用・労働条件	<ul style="list-style-type: none"> ・管理人5名（常時1名勤務）3交代制 ・労働関係法令の遵守
個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	個人情報保護マニュアルに従い、個人情報を適正に取り扱うよう、業務従事者への徹底を図った。